

みその生産行程についての検査方法

1 適用範囲

この検査方法は、日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条第 2 項及び第 30 条第 2 項の規定による認証を受けた生産行程管理者及び外国生産行程管理者（以下“認証生産行程管理者等”という。）が行うみその生産行程についての検査方法を規定する。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この検査方法に引用されることによって、その一部又は全部がこの検査方法の要求事項を構成している。この引用規格は、その最新版を適用する。

JAS 0022 みそ

3 用語及び定義

この検査方法で用いる主な用語及び定義は、**JAS 0022** による。

4 生産行程についての検査

生産行程についての検査は、認証生産行程管理者等が生産荷口ごとに、**箇条 5** の記録（以下“管理記録”という。）を適切に作成・保管し、当該記録に基づき、次の事項について確認することによって行わなければならない。

- a) 当該生産行程に係る管理記録が当該生産荷口に係るものであること。
- b) 当該生産荷口に係る生産行程が、**JAS 0022** の**箇条 4** に適合するものであること。ただし、みその生産において、こうじ菌を用いない場合にあっては、**JAS 0022** の**4.2～4.4** を除く。

5 管理記録

管理記録に記載すべき事項を次に示す。ただし、みその生産において、こうじ菌を用いない場合にあっては、**a)～c)** を除く。

- a) 種こうじの情報（こうじ菌が *Aspergillus oryzae* であることの根拠、出荷元の情報、受入年月日及び受入重量）
- b) 種こうじの管理
- c) こうじの生産記録〔種こうじの使用重量、こうじの別（ばらこうじ又は豆こうじ）〕
- d) 生産行程中のみその管理
- e) みその生産記録（原材料の配合、製品仕様書、製造工程図、生産年月日及び生産重量）

制定等の履歴

制 定 令和4年3月31日農林水産省告示第 665号

最終改正 令和7年7月15日農林水産省告示第1130号

制定文、改正文、附則等（抄）

○ 令和7年7月15日農林水産省告示第1130号

令和7年8月14日から施行する。